

平成 26 年度 文部科学省税制改正事項

※平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び平成 26 年度税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日 自由民主党、公明党）に基づき作成

1. 要望が認められたもの

- (1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る所要の措置【所得税等】
- (2) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う税制上の所要の措置
(内閣府、厚生労働省との共同要望)
 - ・ 幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置【所得税等】
 - ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置【登録免許税等】
 - ・ 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置【所得税等】
 - ・ 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置【固定資産税等】
 - ・ 給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置【消費税等】
- (3) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除【法人税等】（経済産業省等との共同要望）
- (4) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税等の軽減措置【所得税等】
- (5) 地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充【所得税等】（総務省との共同要望）
- (6) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲【住民税】
- (7) 被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置【所得税等】

2. 検討事項として与党大綱に明記されたもの

- (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】
- (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等【所得税等】

○『与党・平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日)』(抜粋)

第三 検討事項

4 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。

(参考) その他要望していたもの

- (1) 研究開発法人への寄附に係る税制措置【所得税等】(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省との共同要望)
- (2) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置【所得税等】
- (3) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

平成26年度 文部科学省税制改正事項の概要

1. 要望が認められたもの

(1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る所要の措置（拡充） 【所得税等】

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、自由民主党政務調査会長及び公明党政務調査会長による「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の見直しに関する確認書」が交わされたところである。

これに基づき、教育費負担における公私間格差の是正を図るための低所得世帯に対する就学支援金の加算の拡充や、就学支援金の支給対象を外国人学校以外の各種学校等に拡大する等の制度の見直しを行う予定である。

一方、現行法令に基づき支給される高等学校等就学支援金については、非課税措置及び差押禁止の措置を講じられていることから、制度見直し後の就学支援金についても、引き続き同様の措置を講じる。

(2) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う税制上の所要の措置（新設）（内閣府、厚生労働省との共同要望）【所得税等】

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき、「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。（新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月）

以上を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う

- 幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
- 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
- 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置
- 給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置

を講じる。

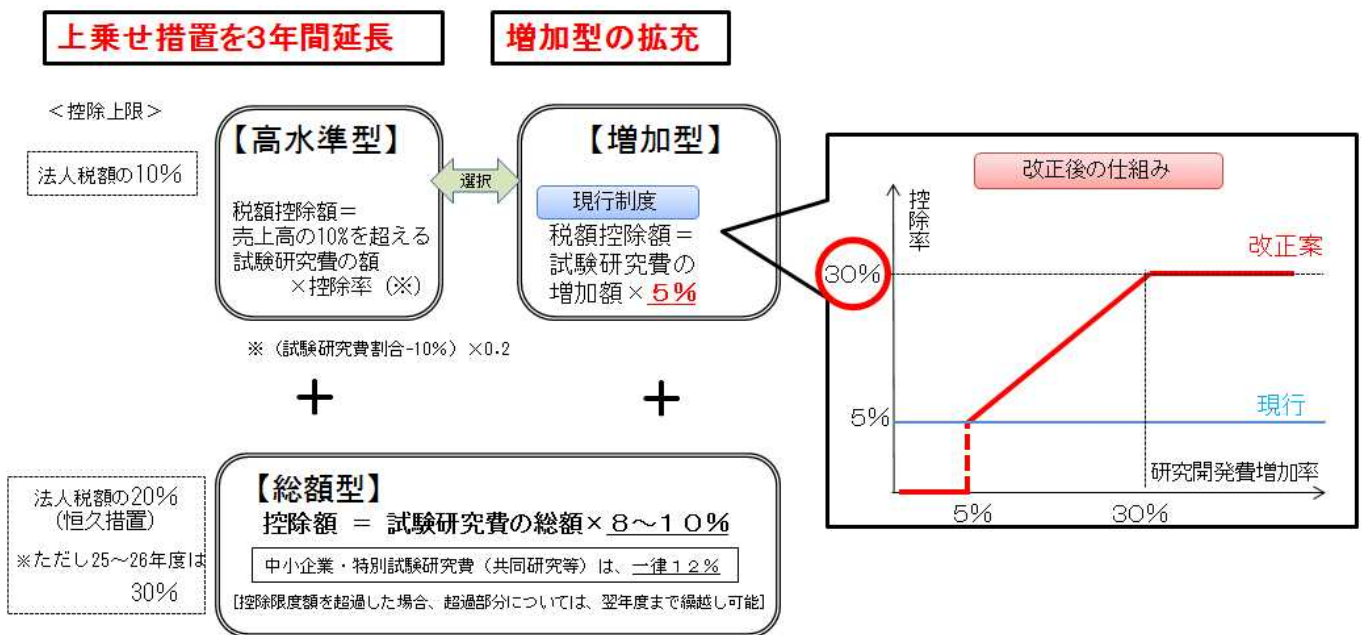
(3) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除（拡充・延長）（経済産業省等との共同要望）
【法人税等】

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

そのため、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、

- ① 試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、制度の適用期限を3年延長（平成28年度末まで）
- ② 試験研究費の増加額に係る税額控除は、現行の5%から、増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額を控除

の措置を講じる。



(4) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る
所得税等の軽減措置（延長） 【所得税等】

個人所有の重要有形民俗文化財の国（（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体への譲渡にかかる譲渡所得の2分の1課税の軽減措置を2年延長する（平成28年12月31日まで）。

「重要有形民俗文化財」とは

地域に伝えられてきた衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋等の有形民俗文化財のうち特に重要なものとして国が指定したもの。



(5) 地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充（拡充）（総務省との共同要望） 【所得税等】

- 地方公共団体からの要望を踏まえ、平成25年10月に地方独立行政法人法施行令の改正を行い、地方独立行政法人の対象業務に博物館等の設置・管理を追加したところである。

このため、

- ① 現在、地方公共団体に対する寄附について認められる寄附金控除について、博物館等^{※1}の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附についても、同様に、寄附金控除の対象とする。

(※1) 博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館をいう。

- ② 現在、地方公共団体に対し重要文化財等を譲渡した場合に認められる譲渡所得の特例について、いわゆる「博物館相当施設」^{※2}の設置・管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人^{※3}に対し重要文化財等を譲渡した場合についても、同様に、譲渡所得の特例の対象とする。

(※2) 博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として国又は都道府県の教育委員会により指定された施設をいう。

(※3) 土地の譲渡に関する特例については、博物館又は植物園を設置する地方独立行政法人に対し譲渡した場合のみ。

(参考) 地方公共団体に対して認められている特例

○寄附金控除

- ・ 財産を寄附した場合に、譲渡所得をなかったものとみなす(所得税)
- ・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除(所得税)
- ・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を損金に算入(法人税)
- ・ 相続財産を贈与した場合に、当該財産の価額を課税計算の基礎に算入しない(相続税)

○譲渡所得の特例

- ・ 個人が重要文化財(土地を除く)を国(独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。)又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税は課されない。
- ・ 個人が重要有形民俗文化財(土地を除く)を国(独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。)又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、その2分の1に相当する金額が控除される(平成26年12月31日までの時限措置)。
- ・ 個人又は法人が史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国(独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む。)又は地方公共団体に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円までの特別控除または損金算入の特例の適用を受ける。

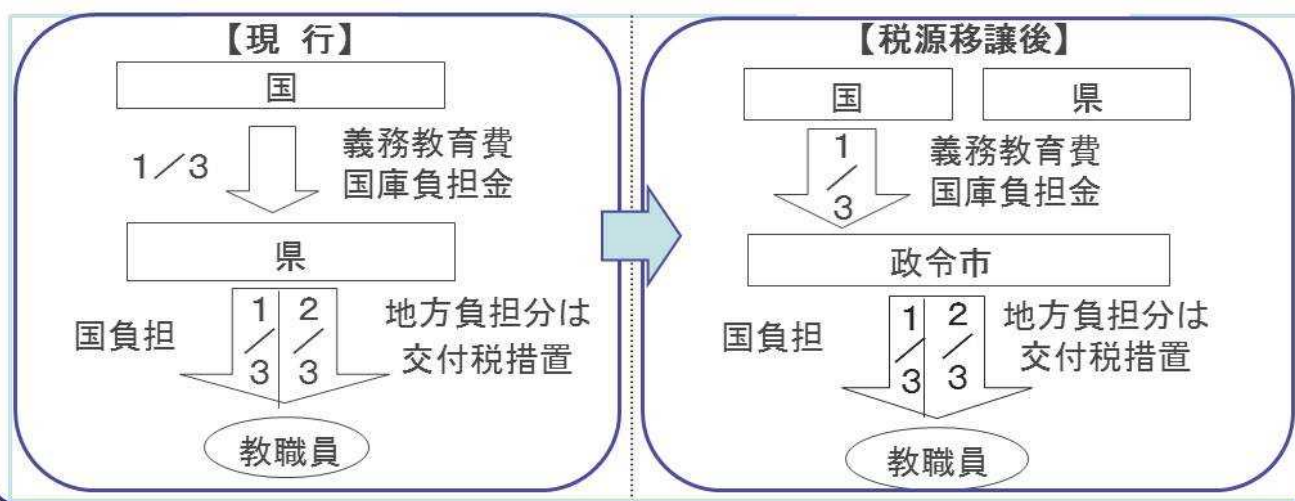
(6) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲（その他）
【住民税】

- 県費負担教職員の給与費については、現在、市町村立学校職員給与負担法により都道府県の負担とされているが、平成25年3月12日閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、指定都市に係る給与等の負担については、「関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市に移譲する」とされた。
- また、地方制度調査会答申（平成25年6月25日）において、「財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである」とされるとともに、中央教育審議会教育制度分科会審議経過報告（平成25年9月26日）においても、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で見直すことが適当」であり、関係者の理解を得て進めることが必要とされた。
- これらを受けて、平成25年11月、指定都市所在道府県及び指定都市の間で財政措置のあり方について合意されたことを踏まえ、給与負担の移管に伴い必要な経費を確保するため、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲を実施する。

指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市に移管するための税源移譲

改正内容

現在、都道府県の負担とされている県費負担教職員の給与費について、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担を道府県から指定都市に移管するために必要な経費を確保するための税源移譲



(7) 被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置（新設） 【所得税等】

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等に基づき、国家公務員共済及び地方公務員共済と同様に、私立学校教職員共済年金が廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が設けられることとなった。（平成27年10月施行）

この「年金払い退職給付」に対する取扱いについて、従来の3階部分と同様に、

- ・ 拠出時における個人が負担する掛金等の控除、給付時における年金、一時金についての所得税及び相続税の課税等源泉徴収並びに障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度についての所要の措置

- ・ 拠出時における事業主が負担する掛金等の損金算入についての所要の措置

を講じる。

なお、積立金については、退職年金等積立金に対する特別法人税の課税対象とするが、特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。